

閲覧用

令和6年 第12回
神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年12月4日
神埼市農業委員会

令和6年 第12回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年12月4日（水）午前9時30分開催

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員		
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	欠
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	欠
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 重松秀明委員 8番 野副高司委員

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和

4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条第 1 項の規定に基づく神崎市
農用地利用集積計画 所有権移転関係について 2 件
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和
4 年法律第 5 6 号) 附則第 5 条第 1 項の規定に基づく神崎市
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 1 4 4 件

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認について
9 件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日も大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例総会は、継続して感染症等拡大防止に心掛けて開催しますので、
円滑な議事の進行についてご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和 6 年 第 1 2 回神崎市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長より
ご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、おはようございます。 寒くなりましたね。

これから年末になるにあたり、インフルやコロナなどにならないよう、
お互いにご家族ともども注意していただきたいと思います。

そして、良い年末年始を過ごしたいですね。

只今より令和 6 年 第 1 2 回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は 1 0 名です。

6 番 貞島委員、9 番 樋口委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、7番 重松委員、8番 野副委員 を指名します。
よろしくをお願いします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの、5議案の 147件です。
報告は、報告第1号の 9件です。
ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 申請番号1番の申請者の入室を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

議案書の1ページをお願いします。

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
申請番号1番、申請地の所在は、千代田町崎村 字〇〇 〇〇番〇〇の田
1筆 4, 025㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内農地であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、住宅で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書と残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退室をお願いします。おつかれさまでした。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号1番について、許可する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号2番の申請者の入室を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、申請番号2番について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は、神埼町竹 字〇〇 〇〇番〇〇の田5筆 5, 855㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内農地であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、住宅で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、6ページと7ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書と残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退室をお願いします。 おつかれさまでした。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号3番は申請者の出席は求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の2ページをお願いします。

申請番号3番について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号3番を議案書により説明】

申請番号3番、申請地の所在は、神埼町城原 字〇〇 〇〇番〇〇の田
1筆 1, 414㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、8ページと9ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金につ

いては残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号3番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号4番は申請者の出席は求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、申請番号4番について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号4番を議案書により説明】

申請番号4番、申請地の所在は、神埼町姉川 字〇〇 〇〇番〇〇外の田5筆、畑2筆、一体利用の宅地1筆 計2,248.19㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、10ページと11ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号4番について、地区担当委員が欠席されていますので、事務局の対応はいかがでしょうか。

事務局

事前の現地確認の際に委員より依頼を受けておりますので、事務局より代わって委員のご意見を述べさせていただきます。

議 長

では、代理での意見をお願いします。

事務局

第1号議案の申請番号4番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

〇〇施設にしては敷地が限られていますが、規模や内容はどのようなものですか。

事務局

大きな敷地が必要な施設ではなくて、疑似的バーチャルリアリティを作り出す装置による〇〇施設です。 同様な施設が近隣にあります。

委 員

わかります。 それならこのくらいの敷地でも〇〇施設には十分ですね。 近くの施設も知っています。

(質疑等無い模様)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号5番は申請者の出席は求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、議案書の3ページをお願いします。

申請番号5番について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号5番を議案書により説明】

申請番号5番、申請地の所在は、千代田町下板 字〇〇 〇〇番〇〇の田1筆、一体利用の宅地1筆 計1,080.70㎡であります。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は賃借権の設定で、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工区域内農地であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましてはその他申請に係る土地の周辺において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などにつきましては、12ページと13ページに添付しております。

なお、今回の案件につきましては、既に現地は〇〇等に使われておりましたので、追認申請となり始末書を提出され深く反省されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号5番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号5番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。また、今回の案件につきましては、先に〇〇の工事も完了しておりますので追認での手続きとなり、始末書が提出され、本人も深く反省されております。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号1番は申請者の出席は求めず)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に、議案書の14ページをお願いします。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号1番を議案書により説明】

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は、千代田町境原 字〇〇 〇〇番〇〇の田1筆、124㎡であります。

転用の目的や理由、施設の用途などは記載のとおりです。

農地区分につきましては、住宅の用に供する施設が連たんしている、申請地の四方が概ね宅地に囲まれていることから第3種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては許可し得ると判断します。

位置図などにつきましては、15ページと16ページに添付しております。

なお、今回の案件につきましては、既に現地は〇〇に使われておりましたので、追認申請となり始末書を提出され深く反省されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員のご意見ををお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第2号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員、申請者とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

また、今回の案件につきましては、先に〇〇の工事も完了しておりますので追認での手続きとなり、始末書が提出され、本人も深く反省されております。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。
(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の17ページをお願いします。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番は、現耕作農地を売買で譲り受けるものであります。

位置図は18ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 3 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 4 号 基盤強化促進法第 18 条第 1 項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の 19 ページをお願いします。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 4 号、議案書を基に説明】

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法の規定に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

これは、佐賀県農地中間管理機構である佐賀県農業公社の受託事業で、農地の譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動を経て、地域の担い手農業者などへ農地を集積・集約する目的で行うものであります。

議案書は左から、申請農地の所在、地番、地目、面積、10a 当たりの価格、譲り渡し人、譲り受け人、利用目的、売買価格、そして移転や引渡の時期となっております。

1 番につきましては、申出があった農地について、同地域の認定農業者を買い受け予定者として、また、2 番につきましては、同地域の農事組合法人の中心構成員を買い受け予定者として、それぞれ売買調整が成立し

たもので、今回は譲り渡し人より佐賀県農業公社が農地を一時買入れる
ものであります。

位置図は、1 番は 2 0 ページ、2 番は 2 1 ページに添付しております。
説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありま
せんか。

(質疑・応答)

委 員

調整に参加しましたが、譲り受け人は受け手としては申し分のない人
なので良かったと思います。

委 員

認定農業者の方も今農地を作っている方であり家族でやってあるので
事業にふさわしい結果だと思います。

委 員

売買価格もこの地区の農地の価値を保つためにもよろしいんじゃない
でしょうか。

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転
関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第 5 号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第 5 号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第 1 8 条第 1 項の規定による、農用地利用
集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1 ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書1 ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規2件、再設定9件の計11件の、内訳は、田21筆の 35, 913 m²

千代田町、新規10件、再設定117件の計127件の、内訳は、田415筆の 830, 026.43 m²と、畑2筆の 208 m²の、計417筆の 830, 234.43 m²

神埼市の合計は138件の、内訳は、田436筆の 865, 939.43 m²と、畑2筆の 208 m²の、計438筆の 866, 147.43 m²となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2 ページの農用地利用集積計画 神埼町新規の申し出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2 ページの、神埼町新規の申出について説明いたします。

議案書は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸し付け人、借り受け人、利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、田6筆の 10, 144 m²であります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画 神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書3ページからの農用地利用集積計画 神埼町再設定の申し出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書3ページから7ページの、神埼町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は、7ページにございます、田15筆の 25, 769㎡であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画 神埼町再設定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書 8 ページからの、農用地利用集積計画 千代田町新規の申し
出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

議案書 8 ページから 1 2 ページの千代田町新規について説明いたしま
す。

設定する内容は、1 2 ページにございます、田 1 8 筆の 3 3, 2 2 4.
8 5 m²であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありま
せんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書 13 ページからの、農用地利用集積計画 千代田町再設定の申し出について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 5 号、議案書を基に説明】

議案書 13 ページから最後 73 ページになります、千代田町再設定の申出について説明いたします。

設定する内容は、73 ページにございます、田 397 筆の 796, 801.58㎡と、畑 2 筆の 208㎡の、計 399 筆の 797, 009.58㎡であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画 千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてご報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業法による賃借権設定の合意解約で、所有権の移転や農地転用、設定の変更などが予定されているものであります。報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑等無い模様)

議 長

ご質疑ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和6年 第12回神崎市農業委員会総会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

10時30分 閉 会